

桶川市農政推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市農業、農村の健全な発展を図るため、第2条に掲げる事項に関し調査審議し、又は、必要な推進活動を行うため、桶川市農政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

推進会議は、関係者の合意形成を図り、次の業務を一元的に推進するために継続的な活動を実施するものとする。

- (1) 構造政策推進に関すること。
 - (2) 農用地利用推進に関すること。
 - (3) 農業振興地域整備計画に関すること。
 - (4) 水田農業経営確立対策及び良質米生産に関すること。
 - (5) 認定農業者等意欲ある担い手の育成及び確保に関すること
 - (6) 農業及び農村における男女共同参画の推進に関すること。
 - (7) 高齢農業者の活動の促進に関すること。
 - (8) 新規就農者の確保及び育成に関すること。
 - (9) 担い手への農地の利用集積に関すること。
 - (10) 農業生産及び畜産の振興に関すること。
 - (11) その他目的達成に関すること。
- 2 地域農業マスタープランの策定に関すること。
 - 3 地域農業マスタープランの進行管理に関すること。
 - 4 地域農業マスタープランの総合的な評価に関すること。
 - 5 地域農業マスタープランの推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の委員は、次の機関、団体の代表者等をもって構成する。

- (1) 桶川市議会民生経済常任委員会
- (2) 桶川市農業委員会
- (3) さいたま農業協同組合
- (4) 埼玉県さいたま農林振興センター
- (5) 桶川市環境経済部
- (6) 桶川市畜産振興協議会
- (7) 桶川市野菜出荷組合
- (8) 桶川市梨出荷組合
- (9) 桶川市人と環境にやさしい農業推進協議会
- (10) 桶川第1ばら出荷組合
- (11) 下川田谷麦作組合
- (12) 川田谷河川敷耕作組合
- (13) 桶川市農業青年会議所
- (14) 桶川市べに花生産組合

(15) 桶川市認定農業者協議会

2 役職を代表する委員にあつては、当該役職のある機関とし、異動等により、その職務を離れたときは、当該役職者がこれを引き継ぐものとする。

(役員)

第4条 推進会議に、各役員を置き、任期を3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

2 役員は委員の互選によってこれを定める。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第5条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、経理事務を監査する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が召集する。

2 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を設ける。

2 幹事会は、次の機関、団体の職員をもって構成する。

(1) 桶川市環境経済部農政課

(2) 桶川市農業委員会

(3) さいたま農業協同組合

(4) 埼玉県さいたま農林振興センター管理部

(経費)

第8条 推進会議の経費は、原則として桶川市環境経済部農政課の関係事業費をもって充てる。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、桶川市環境経済部農政課に置く。

(事業年度)

第10条 推進会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、幹事会が定める。

附 則

この要綱は、平成元年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。